何土地改良区施設更新積立金管理規程

　年　月　日　制定

何土地改良区

（目的）

第１条　本規程は、本土地改良区が管理する土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業等（以下「施設更新事業等」という。）に要する費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（積立計画）

第２条　土地改良区施設更新積立計画（以下「積立計画」という。）に基づき積立てを行うこととする。

２　積立計画は、毎期見直しの要否の検討を行うものとし、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総（代）会の承認を得なければならない。

（積立方法）

第３条　積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総（代）会にて承認された額を毎期積み立てることとする。

　一　賦課金収入

　二　転用決済金積立金

　三　毎年度の剰余金

（積立限度額）

第４条　積立金は、毎年度、総（代）会にて承認された積立総額を限度とすることとし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

（取崩方法）

第５条　積立金は、総（代）会の承認を経て、取り崩すことができる。

２　取崩しを行う場合は、土地改良区が管理する土地改良施設の施設更新事業等に要する費用に充当することに限るものとする。

３　前項のほか、貸借対照表の注記において記載する本土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、○○（※国、県等）が管理する施設の施設更新事業等に要する費用であって本土地改良区が負担又は分担しなければならない費用については、総（代）会の承認を経て、当該負担金又は分担金に充てるため積立金を取り崩すことができる。

（管理方法）

第６条　積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。

２　積立金に属する現金はその目的を示す名称をもってその他の積立金及び現金預金とは区分して保管しなければならない。

３　積立金の運用は金融機関への預貯金並びに国債、地方債及び公社債によるものとする。

４　前項の国債、地方債及び公社債は、元本の償還及び利息の支払いに支障をきたすおそれのないものを対象としなければならない。

（会計）

第７条　積立金は会計区分ごとに、貸借対照表の資産の部の（款）特定資産、（項）施設更新積立資産の名称を付して計上するものとする。

* 1. 本規程に基づき積み立てた積立金は、他の会計区分に流用してはならない。

（改廃）

第８条　この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

（細則）

第９条　この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

　この規程は、　年　月　日から施行する。